

# 地域再生支援利子補給金制度について

地域再生支援利子補給金制度とは、地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借入れることができるため、地域再生に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。また、円滑な事業の実施から、雇用機会の創出や投資誘発効果なども期待できます。

## (1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

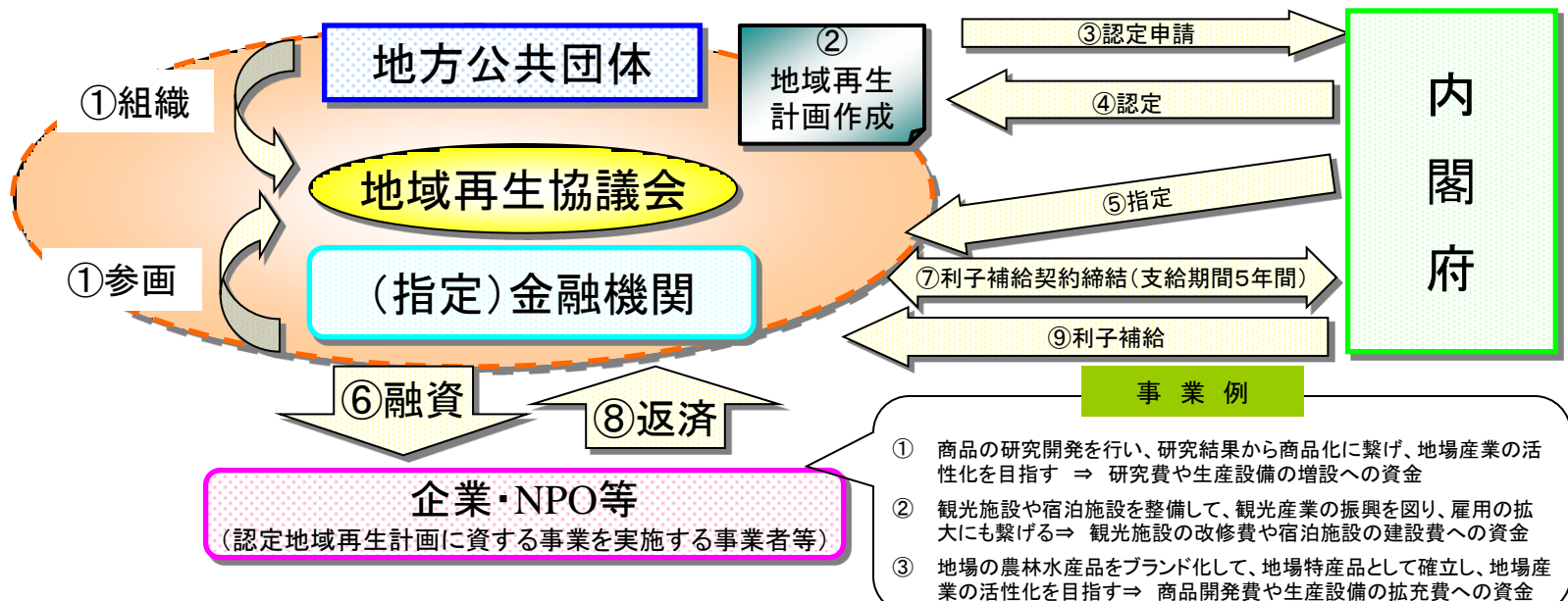
- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

## (2) 利子補給金の支給対象となる事業

地域再生に資する事業が対象(下記の事業例参照)

## (3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が地域再生に資する事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間 (利子補給率:0.7%以内)



# 特定地域再生支援利子補給金

## 事業概要・目的

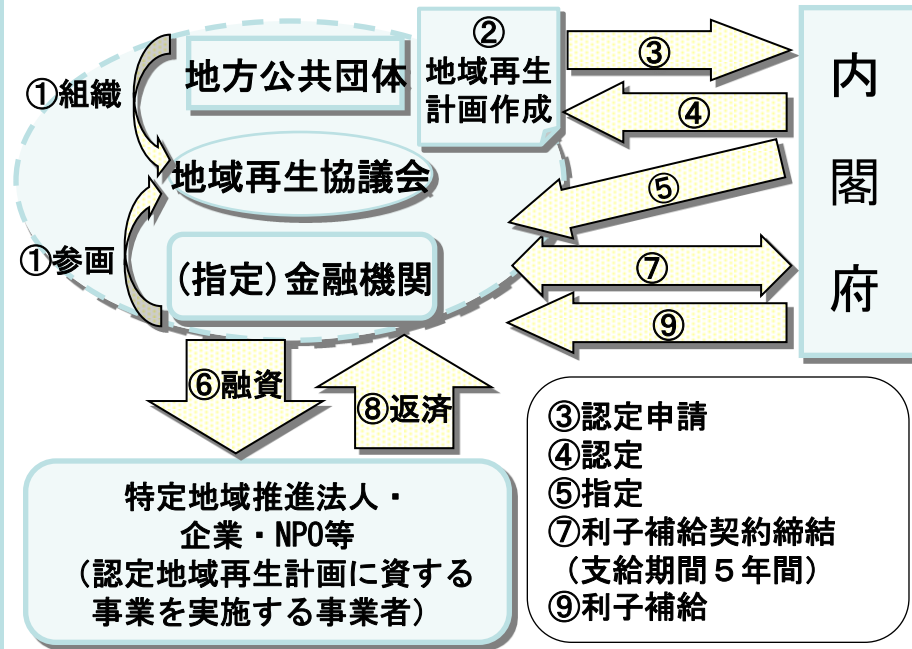
○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

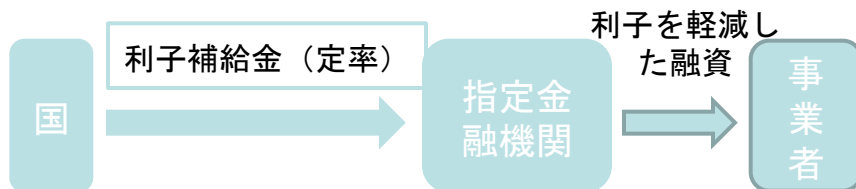
また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行います。

## 事業イメージ・具体例

○特定地域再生支援利子補給金のイメージ



## 資金の流れ



## 期待される効果

○投資誘発、地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。